

帯広市農業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第18号

帯広市農業センター条例の一部を改正する条例

帯広市農業センター条例（昭和55年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表帯広市上帯広農業センターの項中「73番地157」を「73番地19」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。